

この要領は、防府市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、防府市（以下「市」という。）が運行する、防府市立防府図書館（以下「図書館」という。）の移動図書館車（以下「図書館車」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

1 広告の種類

図書館車に掲載する広告の種類は、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成し、完成状態にある、平面体の広告デザインとする。

2 広告の掲載場所及び枠数

広告の掲載場所は、原則として図書館車に設置した広告枠の位置とし、1台につき最大2枠とする。

3 広告の掲載料および掲載期間

- (1) 広告掲載料は広告枠1枠あたり月額3,000円に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。
- (2) 広告の掲載は月単位とし、同一広告主につき、2枠までとする。ただし、同一年度内において複数月にわたる掲載を妨げない。
- (3) 年度が改まった場合は、その都度新規に広告掲載希望者を募る。その場合も同一広告主の再度の応募を妨げない。

4 広告の規格等

- (1) 基本となる規格（大きさ）
縦 56.5cm 横 39.5cm 【1枠の大きさ】
- (2) 形式
印刷もしくは手書きによる平面体の広告
- (3) デザイン・素材等
ア 文字やイラスト等は、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

イ 風雨や直射日光等により摩耗・損傷することのない材質のものを用いること。

(4) 広告の枠囲い及び標記

広告の右肩に「広告」と黒文字で表示し、文字を黒の罫で囲むこと（広告の規格内で、広告の本文とは別に設けること）。

5 広告掲載の基準等

(1) 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載ができないものとする。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 個人の氏名を広告するもの
- ⑦ 虚偽であるもの又は誤解を招くおそれのあるもの
- ⑧ 児童及び青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- ⑨ 美観風致を害するおそれのあるもの
- ⑩ 市民が市又は図書館から発信する情報と錯誤するおそれのあるもの
- ⑪ その他広告掲載をするものとして適当でないと認められるもの

(2) 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、広告掲載ができないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- ② 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種
- ③ 社会問題を起こしている事業者
- ④ その他広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(3) 前2項の規定にかかわらず、広告掲載をしようとするものが市税等を滞納している場合は、広告掲載をしないものとする。

6 掲載決定順序

掲載申込みのあった広告が広告枠の数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広

告を決定する。

- (1) 国又は地方公共団体の広告
- (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出捐する法人及び団体の広告
- (3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）
- (4) 法人（前号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有するものの広告
- (5) 法人（前2号に掲げるものを除く。又は事業を営む個人であつて市内に事業所、事務所等を有しないものの広告
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- (7) 年度内において、月額広告掲載料に月数及び枠数を乗じて得た額が最高の広告
- (8) 上記各号において、掲載決定順序を決しがたい場合は抽選とする。抽選は各広告掲載希望者立ち合いのもとに行う。

7 広告原稿等の提出及び広告掲載の承認等

- (1) 広告掲載希望者は、要綱第6条に規定する広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿等(以下、「原稿等」という。)と、要綱第6条各号の書類を添えて、市長が指定する期日までに申し込み等を行うものとする。また、原稿等の提出後の修正等についても同様とする。
- (2) 市長は、(1)の規定により提出された原稿等を要綱第8条の規定に基づき設置された審査委員会において審査し、広告掲載の可否を防府市立防府図書館移動図書館車広告掲載可否決定通知書（第3号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。また、市長はその審査により、提出された原稿等の修正を指示できるものとする。
- (3) 広告掲載希望者は、原稿等の修正を指示されたときは、市長が指定する期日までに原稿等を修正し、市に提出のうえ審査を受けるものとする。
- (4) 広告主は、広告掲載の決定により承認を受けた広告の原稿等について、市長が指定する期日までに、完成状態にある広告本体を市に提出するものとする。

8 広告内容の変更等

広告主は、契約の期間内において、当該広告の内容等を中途変更することができる。この場合、当該変更等の内容について再度市の審査を受けるものとする。

9 広告掲載料等の納入

広告主は、掲載期間分の広告掲載料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により一括して納入するものとする。

10 広告掲載料等の返還

広告掲載の決定後、掲載開始前において広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、1 枠の広告掲載料の金額に当該枠数及び当該月数を乗じて得た金額を返還する。

11 広告掲載の取消し等

市長は、次の各号いずれかに該当する事由が発生したときは、当該広告掲載を取り消すことができる。また、この取消しに関わる損害が、広告主に発生した場合も、市はその賠償の責めは負わない。

- (1) 広告主が広告原稿を指定期日までに提出しなかったとき。
- (2) 広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 広告主及び広告内容が要綱第4条の規定に該当することとなったとき。
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、市長が広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたとき。

12 広告内容の責任等

- (1) 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告主は、図書館車への広告掲載の権利を譲渡してはならない。

13 営業行為に関する禁止事項

広告主は、広告掲載を行った図書館車を利用して、市の推奨・推薦があるかのような営

業行為をしてはならない。

14 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年6月12日から実施する。

附則

この要領は、平成25年12月1日から実施する。